

第 94 話<殉農の思想>の要約と参考資料

第 94 話<殉農の思想>の要約と参考資料

佐藤仲治さんは「鉾山に土地は売らん。俺が稼いで先祖伝来の農地を守る」と、鉾山労働者になりました。亜ヒ焼き、水引き、採鉾夫。健康を害して肺がんで命を奪われながら農地を守り抜きました。「鉾業は一時にして農業は永遠なり」という標語にぴったりの人生でした。

第 94 話<殉農の思想>の要約と参考資料

94-1 亜ヒ焼きによる「荒地」の被害

佐藤仲治さんの話（1976年10月聴取）

最初ミツバチガイの一番にいなくなってもた。屋敷の庭下に大きなカボスの木が2本あった。2本とも、亜ヒ焼きが始まって4、5年目には枯れてしもうた。カルイかごに4杯から5杯とれて、酢の代用に1年間使っていたのに。大正12、13年ごろになると、煙がおおうて馬屋の窓もあけられんようになった。牛が10分おきくらいにコホンコホンと大きな咳をする。「風邪ひいたやろか」「風邪やない」。煙のいらんように、馬屋の戸口に広いむしろ（2枚つぎむしろ=1間の長さにむしろを2枚つなぐ）をさげて、煙の入らんようにして、これを巻き上げては、戸壁の柱につつて、水飲ませるときは、むしろを上げたり下げたりしよった。煙はいつも川風に吹き上げられてくる。牛3頭、馬1頭がおったが、そのころ牛が流産した。

家から下まで、水田4反、畑6反もっていた。農作物では、大豆と小豆が最初にできんごとなる。米も半分くらいしかできん。裏山でシイタケを20~30貫とりよったのに、これもダメ。今の杉山はそのころ竹山だった。用水をはさんで上下3町歩くらいの竹林。500~600束（5寸竹は14本、6寸竹は12本、8寸竹は8本で1束）売りよったが、全部枯れてしもうた。いま盛実の新家が建ったあたりも竹山、亜ヒで枯れた。これをたきぎに使った。

川原一之「表紙の人・佐藤ハルミさん」（鉾毒63号、1985年4月）

そのころハルミさんは、3反5畝の畑にタバコを栽培していた。鉾山からわずか200メートルのその畑は、絶え間なしに毒の煙に襲われ、タバコの葉は黒っぽくてつやがなく、品質はいつも劣等だった。それが、昭和37年の閉山を境に、見違えるばかりの色つやで輝き始めたのである。亜ヒ焼きが中止になって生き返った作物は、タバコに限らない。大豆、小豆、椎茸、カボス、柿……。久しい間、亜ヒの毒に奪われてきた収穫の喜びが、土呂久のむらに甦った。

94-2 土地を守る

佐藤仲治さんの話（1976年10月聴取）

中島になって、他人は土地をみな売ってしもうて、売った金を岩戸村の人に貸して、利息に米をもらった。私たちにすりゃあ、土地を売ればもうからん。どげな鉾毒になっても、土地を売りきらんかった。あそこにおって、生活せなならんかった。

土地を売った人は、家を移るだけの余裕があった。向土呂久と樋の口は土地を売った。向土呂久が売った土地は、鉾山が窯をつくるに違いないので、和合会にぜひ売ってくれ、という話だったが、竹松さん（弟＝茂＝が向土呂久の養子に行っていた）がそのころ坑外の仕事に出っていたので、鉾山が竹松さんを通して土地を買った。そこに反射炉ができた。

節蔵は鉾山と仲が悪かった。鉾山が「土地を売れ」というて来た昭和12年ごろ、「仲よえ、下の道路の松葉（道路端）の田は、鉾山が欲しがつとるんで売ったがよわねえか」と言うが、私は反対した。「俺は鉾山で働いた金で生活する。土地は売らん」。その土地を売っておれば、ズリでならして社宅をつくるつもり。もし売っておれば、いま耕地にできなかった。そしたら息子ども、米を買わないかんようになったろう。土地を売ったらいかん。もう使いもんにならん。あとで田を開いても、米はでけん。

向土呂久と樋の口が鉾山に土地を売るまでは、煙害料のうち半分を両方でとって、残り半分を他の5人がもらいよった。最初、川田と提携して直接交渉して金をもらうことになったんじゃ。私とこの親父（節蔵）が「土地を売ったわ、煙害料は余計とる。あまりに矛盾しとるじゃないか」と言い始めて、煙害料も公平にしようじゃないか、と和合会に申し立てた。和合会が中に入って分配を決めた。この時点で和合会がタッチしたから、和合会にも25%を置いて、あとを土地を持つとる人から順番にとることにした。

佐藤仲治さんの話（1978年12月1日聴取）

長屋ができたときに、霜が降れば地だが凍る。下から凍がもちあげると、じるいからじるねえごつ、焼き殻を持ってきて広げた。いまだに、耕地にしてもできんわけたい。

94-5 殉農の思想

川原一之「されど『農』は永遠なり」（芥川仁写真集「土呂久」解説）P170

中島財閥の経営になってから、鉾山は鉾毒汚染地を買収しては、規模を拡張していった。「神地」の隣の「樋の口」の家は鉾夫を慰労する倶楽部に姿を変え、農地には長屋が建ち並んだ。すぐ目の前で鉾山町がどんどん膨れあがり、いまにも「神地」を押しつぶそうとしている。やがて鉾山は「神地」の土地の買収にやってきた。鉾毒のために収穫の半減した水田を、いい値で買うという。まわりの農家を追いだしていく鉾山の勢いに気おくれしたのか、節蔵さんは「土地を売ったがよわねえの」と弱気になった。仲治さんは毅然とし

て「俺が鉦山で働いて、稼いだ金で生活を立てる。土地は売らん」と反対した。

百姓家には「親から譲られた財産は、増やしはしても減らしはするな」という家訓がある。仲治さんは、先祖代々受けついできた土地を守り通す覚悟であった。「鉦」は一時にして「農」は永遠なり、という信念のもとで。(略)

仲治さんは戦後、長男を鉦山に働きにだして、自分は農業に専念した。ところが、しばらく働くと息切れがする。手先がしびれて細かい作業はできない。突然、頭に鉄兜を押しつけられたような激痛が走る。体のあちこちに障害が現われてきた。農業のつづけられない体だとわかって、長男に家を譲り、次男の住む大阪に出た。大阪にいた昭和47年1月、小学校の先生が土呂久公害を掘り起こしたという全国ニュースを耳にした。

94-6 鉦業は一時にして農業は永遠なり

川原一之「土呂久に見る殉農の意識」(「宮崎および他の地域における文化落差に関する総合的研究」) p129-130

農民の立場から<鉦>と<農>の違いを鮮明に打ち出した標語がある。

「鉦業は一時にして農業は永遠なり」

1916(大正5)年暮れから翌春にかけて、秋田県雄勝郡の農民が吉乃鉦山製錬所建設阻止の闘争の中で叫んでこの標語には、<鉦>の進出から<農>を守ろうとする農民の強い抵抗の意志が率直に表明されている。注目されるのは、<鉦>の一時性に対して<農>の永遠性を対置している点であるが、なにを根拠にしてこの意識は生まれたのであろうか。

農耕社会において、<農>は基本的に3つの要素に支えられて成り立っていたと考えられる。

第1の要素は、農民と一体不可分に結びついていた土地である。土地は<農>を営む場であり、それは空間として一定の広さもつだけでなく、先祖から子孫へ代々受け継いでいく時間の流れを含む「時・空一体の場」として存在していた。この土地には、家を軸に相続される耕作地と、むら共同の利用地である山林原野が含まれていた。

第2の要素は自然である。いのちある動植物を育てる<農>は、太陽(日光)、風(大気)、雨(水)など季節や時間によって変化するさまざまな環境と、微生物を宿し豊富な養分を貯えた土壌や互いに共生しあう動植物によって精緻に構成された「生命系としての自然」の中で営まれてきた。有機的に統合された自然の系を離れては、<農>は成り立ちえないのである。

第3の要素は、道具をもってなされる人間の労働である。労働は常に社会的関係(生産関係)を形づくるものであって、農耕社会の段階では<農>を切り結ぶ関係は一般に共同体の形をとる。それも「家とむらの二重の共同体」として現れ、生産のみならず消費まで包摂した強固な関係をなしていた。

以上の3つの要素、時・空一体の場としての土地、生命系としての自然、家とむらの二重の共同体を、農民がそれぞれ不変、悠久、不動のものと認識していた時代には、〈農〉はまさしく永遠の所業にほかならなかったと思われる。

その永遠性を崩したのが、産業革命を契機とする産業社会化の進展であった。産業社会化は、不可分一体であった人を土地から遊離し、むらと家の二重の共同体から個人を解き放ちつつ展開する。そうした中で最後まで維持された要素が、生命系としての自然であった。

鉍毒汚染はまさに、〈農〉にとっての最後の砦ともいえる自然の系を破壊するものにほかならない。秋田県南部の農民が「鉍業は一時に農業は永遠なり」と叫んで立ち上がった背景には、〈農〉の永遠性が崩れさってしまう危機感があったと思われる。この闘争は農民の勝利に終わり、製錬所の建設は阻止されて鉍毒被害は未然に防止できた。それとほぼ同時期に、宮崎県の土呂久では鉍毒によってむらの自然が破壊され、〈農〉は壊滅的な打撃をこうむることになったのである。

94-7 知事あっせんを拒否した仲治さん

田中初穂「知事さんはおらぬか」（「怨民の復権」）P162-163 より

1974年12月26日

被害者はつもりつもった憤りを一気にはき出した。半世紀間、仮面をかぶって企業を代弁してきた行政の、その仮面を被害者が初めて、公開の席でひきはがすときであったろうか。これまで、あっせん交渉ではもちろん、対県交渉の場でもついぞない、被害者の気概だった。

口火を切った佐藤仲治さん

「(ジロリと会場を見渡して) 知事さんはおらぬか。会場を宮崎にすれば、知事が出るという約束だったではないか。私たちは約束通り宮崎へ来た。知事は約束を破るのか。昭和29年に鉍山を再開させたときの知事の責任をどうしてくれる。それに、あっせん案専門委員からも直接ききたい。私は慢性気管支炎で苦しんでいる。大阪で治療したがよくならん。全治が考えられん以上、補償で解決するしかない。あっせん案はすべて企業と行政がつくったもので、私たちの声はまったくいれられていない。200万そこらで、今後の医療費も打切るとはなにごとですか。健蔵夫人はこの金で、今後一生生きなければならんですよ。企業とゆ着した県の行政は許せない。川崎市長がやっているような被害者の立場にたったあっせんに改めなさい」

KK メモ (1981年9月3日筆記)

お通夜の席(1981年9月3日)でハルミさんは、仲治さんは知事あっせんを「わしは(第3次認定)他の衆とは違う。本当の被害者じゃ。こんな低額を呑むことはできん」と

言って拒否したんだ、と話した。本当の被害者とはおかしな言い回しだが、矜持というか誇り、それが低額あっせんでも有難いとする他の認定患者と仲治さんを分けたのだった。

家庭での仲治さん（お通夜の席で）

家庭ではおだやかだった仲治さんが、あれほどまでに頑固で、しかも非妥協的だったのはなぜか？ ぼくは数夫さんが読む弔辞の中に「筋の通らぬこととは妥協せぬ信念の人だった」と書いた。それを支えたのは、この運動を通して、仲治さんのその信念を支えたのはなんだったのか？

94-8

環境保健部長室で亜砒を焼く

川原一之「甦りの道しるべ」（「記録・土呂久」）P84

新聞が、宮崎県庁の奥座敷に僧侶の読経が響き焼香の煙がのぼったできごとを「前代未聞」と報道した朝、黒木知事は待ちつづける被害者を見捨てて上京した。部長を相手に交渉することになり、土曜日の（1978年11月）25日被害者は環境保健部長室に七輪を持ち込んだ。仲治が入山部長に迫る。

「鉦山は12か所の窯で亜砒を焼いた。その窯からは365日煙が絶えることなくたち昇った。わたしたちや、その中で30年も40年もおって苦労した。あなた方県庁職員は実際の経験がないから、その苦しみがわからんのじゃろう」

そう言って七輪に火をおこし、部長や公害課職員の目の前で、硫酸鉄鉦のかけらを焼いて亜砒焼きの煙を再現してみせたのである。狭い部屋に臭い煙が流れだすと、課長補佐があわてて窓を開け放った。

94-8 肺がんで死亡

KKメモ（佐藤仲治さんの死）

1981年9月2日午後時30分ごろ、朝日新聞延岡支局、野間口記者より電話で、「宮崎支局赤塚記者と芥川さんが土呂久からの帰途、県立延岡病院へ仲治さんの見舞いに寄ったところ、危篤状態だったという。記事を準備するので、仲治さんのことを聞かせてほしい」と言ってきた。

あとで芥川さんに代わってもらおう。

「何も知らずに病室のドアを開けたところ、いっぱい人が入っていて、点滴やら酸素吸入をしていた。五男の嫁さんにきくと、医者は『昨日の晩をこさないのではないか』と言っていたが、『心臓が強いのもてたのだろう』と言っている。写真を1枚だけ撮らせてもらったが、瞳孔は開いて苦しそうに肩で息をしていた」

KK メモ（晩年の闘病記）

昭和 54（1979）年 10 月 高千穂町病院で胸のレントゲン写真を撮った。「左の胸に少しくもりがある」といわれた。

昭和 54 年 11 月 熊大病院で肺癌といわれる。県へランク改訂請求。（55 年 5 月に 1 級決定）

昭和 55 年 2 月 福男さんたち家族は、仲治さんの肺癌のことを知らされる。手術をするか？ときかれたが、仲治さんがそれまでに何回か手術をして、もういやだと言っていたので断る。また、高齢ゆえに危険性も高かったから。

昭和 55 年 10 月 福男さん新居を建てる。このころ、仲治さん、睾丸摘出の手術を受ける。癌が下の方へもきていたため。

昭和 55 年 12 月 押方を引き払って、仲治さん夫婦、福男さん方へ（延岡市別府町）。

昭和 56 年 3 月 県病院入院。このまま退院することなかった。

昭和 56 年 5 月 特級にランクあがる。介護人が必要になる。

昭和 56 年 7 月 声がでなくなる。

昭和 56 年 9 月 逝去。